

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認審査資料	
資料番号	KK7添-1-060-6 改1
提出年月日	2020年5月28日

V-1-10-6 設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

放射性廃棄物の廃棄施設

K7 ① V-1-10-2 R0

2020年5月

東京電力ホールディングス株式会社

施設ごとの設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する実績又は計画について

1. 概要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づく「放射性廃棄物の廃棄施設」の設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

柏崎刈羽原子力発電所第7号機における「放射性廃棄物の廃棄施設」の設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の相互関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の相互関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に基づき実施した、柏崎刈羽原子力発電所第7号機における「放射性廃棄物の廃棄施設」の設計の実績、工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-1により示す。

また、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-9により示す。

設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画【放射性廃棄物の廃棄施設】

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施の内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施方法)		備考
	当社	供給者	本社	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	◎	—	—	○	設工認に必要な設計の要求事項を、V-1-10-1「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」(以下「V-1-10-1」という。)の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。	—	
設計	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	◎	—	—	○	<p>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は、V-1-10-1の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき、設置許可基準規則、安全審査指針、技術基準規則、旧技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして、設計基準対象施設と重大事故等対処設備に係る機能ごとに「放射性廃棄物の廃棄施設」を抽出するとともに、それらのうち号機間で共用する設備を明確にし、工認プロジェクト(品質保証チーム)は、その抽出した結果をアウトプットとして様式-2に整理した。</p> <p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は、工認プロジェクト(品質保証チーム)が取りまとめた様式-2について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か、またこの要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式-2 「設備リスト」 工事計画認可申請書作成・確認要領 「品質管理の各段階における確認記録(設計の段階)」 	
設計	3.3.3(1)	基本設計方針の作成(設計1)	◎	—	—	○	<p>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」に基づき、技術基準規則をインプットとして、技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方及び技術基準規則の条文単位での適用を明確にし、工認プロジェクト(品質保証チーム)は、その明確にした結果をアウトプットとして様式-3に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト(品質保証チーム)は、様式-3をインプットとして、条文と施設の関係を一覧に整理し、アウトプットとして様式-4に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は、実用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2及び様式-4をインプットとして、抽出した機器に適用される技術基準規則の条項号及び条項号ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、工認プロジェクト(品質保証チーム)は、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並び替えるとともに、その整理した結果をアウトプットとして様式-5-1に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は、設置許可基準規則、技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針を策定し、工認プロジェクト(品質保証チーム)は、その策定した結果をアウトプットとして、各条文の設計の考え方を様式-6に、要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式-3 「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方」 様式-4 「施設と条文の対比一覧表」 様式-5-1 「技術基準規則と設工認書類との関連性を示す星取表」 様式-5-2 「設工認添付書類星取表」 様式-6 「各条文の設計の考え方」 	

K7 ① V-1-10-6 R0

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー				組織内外の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施の内容 (設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施方法)		備考
	当社		供給者		本社	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
									<p>事項との対比を明示した基本設計方針を様式-7に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は、基本設計方針をインプットとして、既工認や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に必要な設工認書類との関連を明確にし、工認プロジェクト(品質保証チーム)は、その明確にした結果をアウトプットとして様式-5-2に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は、工認プロジェクト(品質保証チーム)が取りまとめた、様式-3, 様式-4, 様式-5-1, 様式-5-2, 様式-6及び様式-7について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式-7 「要求事項との対比表」 工事計画認可申請書作成・確認要領 「品質管理の各段階における確認記録(設計の段階)」 	
設計	3.3.3 (2)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(3.6 調達) 設備設計に係る調達管理の実施</div>					<p>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は、様式-2で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している様式-5-1, 様式-5-2及び基本設計方針をインプットとして、該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し、工認プロジェクト(品質保証チーム)は、その詳細設計の結果をアウトプットとして様式-8の「工認設計結果(要目表/設計方針)」欄に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、保安管理グループマネージャに必要な検討を依頼した。</p> <p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は、工認プロジェクト(品質保証チーム)が取りまとめた様式-8の「工認設計結果(要目表/設計方針)」欄について、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」で明記している施設ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行われているか、詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの二つの観点でレビューし、承認した。</p> <p>基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、その実績のレビュー、設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。(【 】は、設工認書類との関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式-8 「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」 工事計画認可申請書作成・確認要領 「品質管理の各段階における確認記録(設計の段階)」 	
設計	3.3.3 (2)				「原子炉冷却系統施設」参照				<p>1. 共通的に適用される設計 共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則第4条(設計基準対象施設の地盤)の適合に必要な設計をV-1-10-4「設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設」(以下「V-1-10-4」という。) 	「原子炉冷却系統施設」参照	

K7 ① V-1-10-6 R0

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー			組織内外の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施の内容 (設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施方法)		備考			
	当社	供給者		本社	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等				
								<p>の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計」で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第5条(地震による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第6条(津波による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「5. 津波による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第7条(外部からの衝撃による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「6. 自然現象等への配慮に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第11条(火災による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「9. 火災による損傷の防止」で実施した。 ・技術基準規則第12条(発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「10. 溢水による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第13条(安全避難通路等)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「13. 安全避難通路等に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。 ・技術基準規則第14条(安全設備)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。 					
設計	3.3.3 (2)						◎	—	—	○	<p>2. 放射性廃棄物の廃棄施設の設計</p> <p>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は, 様式-2及び基本設計方針をインプットとして, 「1. 共通的に適用される設計」を除き「放射性廃棄物の廃棄施設」に必要な設計の要求事項に変更がないこと, また, 「1. 共通的に適用される設計」を除き「放射性廃棄物の廃棄施設」として基本設計方針を受けて新たに設計が必要な項目がないことを確認し, その結果をアウトプットとして設備仕様に取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャは, 工認プロジェクト(原子炉設備チーム)が取りまとめた設計資料をレビューし, 承認した。</p> <p>【要目表】</p>	・設計資料	
設計	3.3.3 (2)						◎	—	—	○	<p>3. 放射性廃棄物の廃棄施設の兼用に関する設計</p> <p>3.1 設備に係る設計のためのシステムの明確化及び兼用する機能の確認</p> <p>工認プロジェクト(原子炉設備チーム及び津波・溢水チーム)は, 放射性廃棄物の廃棄施設の設備の設計にあたって, 「3.1.1 系統構成の明確化」及び「3.1.2 兼用する機能の確認」により施設・設備区分を整理し, 兼用する機能を確認したうえで, 放射性廃棄物の廃棄施設の設</p>	・設計資料	

K7 ① V-1-10-6 R0

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施の内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施方法)		備考
	当社	供給者		本社	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
								<p>備設計を「3.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計」で実施した。</p> <p>3.1.1 系統構成の明確化 工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、V-1-10-1の「第5図 主要な設備の設計」の「系統構成の明確化」に従い、様式-2、設置変更許可申請書及び基本設計方針をインプットとして、放射性廃棄物の廃棄施設で設計を行う設備について、系統構成をそれぞれ明確にし、その結果をアウトプットとして設備ごとに必要な機能単位の系統図に取りまとめた。</p> <p>3.1.2 兼用する機能の確認 工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、V-1-10-1の「第5図 主要な設備の設計」の「兼用する機能の確認」に従い、様式-5-2をインプットとして、放射性廃棄物の廃棄施設が主登録となる機器について兼用する施設・設備区分を確認したうえで、様式-2及び様式-5-1をインプットとして関連する技術基準規則の条文及び兼用する機能を確認し、その結果をアウトプットとして機器ごとに必要な設定根拠の「(概要)」部分に取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p>【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</p> <p>3.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 工認プロジェクト（原子炉設備チーム及び津波・溢水チーム）は、複数の機能を兼用する機器を含む以下の設備について、「3.2.1 兼用を含む放射性廃棄物の廃棄施設の機器の仕様等に関する設計」及び「3.2.2 各機器固有の設計」に示すとおり設計を実施した。</p> <p>①廃棄物処理設 ・主排気筒 ②放射性廃棄物処理施設に関わる堰</p> <p>3.2.1 兼用を含む放射性廃棄物の廃棄施設の機器の仕様等に関する設計 工認プロジェクト（原子炉設備チーム及び津波・溢水チーム）は、V-1-10-1の「第5図</p>		

K7 ① V-1-10-6 R0

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー			組織内外の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施の内容 (設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施方法)		備考
	当社	供給者		本社	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
								<p>主要な設備の設計」の「機器の仕様等に関する設計」に従い、「3.1.1 系統構成の明確化」で取りまとめた「機能単位の系統図」, 「3.1.2 兼用する機能の確認」で取りまとめた「設定根拠の「(概要)」部分」, 設備図書等をインプットとして, 放射性廃棄物の廃棄施設が主登録となる機器について兼用する機能ごとに使用条件を集約したうえで, 仕様等に関する設計を実施し, 設定根拠に取りまとめた。その結果をもとに, 機器が設定根拠を満たす機能を有することを確認し, アウトプットとして機器ごとに必要な設備仕様, 設定根拠, 配置図及び構造図に取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャ及び建築技術グループマネージャは, 工認プロジェクト(原子炉設備チーム及び津波・溢水チーム)が取りまとめた設計資料をレビューし, 承認した。</p> <p>工認プロジェクト(共通パートチーム)は, 放射性廃棄物の廃棄施設で兼用する設備に係る設計のうち, 健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p> <p>3.2.2 各機器固有の設計</p> <p>(1) 耐震評価 工認プロジェクト(耐震チーム及び原子炉設備チーム)は, 放射性廃棄物の廃棄施設が主登録となる機器の耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p> <p>(2) 強度評価 工認プロジェクト(原子炉設備チーム及び津波・溢水チーム)は, 放射性廃棄物の廃棄施設が主登録となる機器の強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p> <p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【機器の配置を明示した図面】【構造図】</p>		
設計	3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証		◎	—	—	○	<p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は, V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及びV-1-10-1の「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」に基づき作成した設計資料について, これがV-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で与えられた要求事項を満たしていることの検証を, 原設計者以外の</p>	<p>・工事計画認可申請書作成・確認要領 「品質管理の各段階における確認記録</p>	

K7 ① V-1-10-6 R0

各段階	設計, 工事及び検査の業務フロー		組織内外の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施の内容 (設計, 工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施方法)		備考
	当社	供給者	本社	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
							者を実施させ, 承認した。	(設計の段階)	
設計	3.3.3 (4)	設工認申請書の作成	◎	○	—	○	<p>工認プロジェクト (原子炉設備チーム及び共通パートチーム) は, V-1-10-1 の「3.3.3(4) 設工認申請書の作成」に基づき, 適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針 (設計1) 及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果 (設計2) 並びに工事の方法を設工認として整理することにより, 設工認申請書案を作成した。</p> <p>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャは, V-1-10-1 の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」に基づき, 工認プロジェクト (原子炉設備チーム及び共通パートチーム) が作成した設工認申請書案について, 本社及び発電所の関係箇所のチェックを受けた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設工認申請書 	
設計	3.3.3 (5)	設工認申請書の承認	◎	○	—	○	<p>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャは, V-1-10-1 の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及びV-1-10-1 の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」が終了した設工認申請書案について, V-1-10-1 の「3.3.3(5) 設工認申請書の承認」に基づき, 原子力発電保安運営委員会へ付議し, 審議及び確認を得た。原子力発電保安運営委員会での審議, 確認が終了した後, 原子力発電保安委員会に付議し, 審議及び確認を得た。</p> <p>また, 原子力発電保安委員会の審議及び確認を得た設工認申請書案について, 原子力設備管理部長の承認を得た。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設工認申請書 原子力発電保安運営委員会議事録 原子力発電保安委員会議事録 	
工事及び検査	3.4.1 3.4.2 3.5.2 3.5.3	<p>設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計3)</p> <p>設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計3) → (3.6 調達) 工事及び検査に係る調達管理の実施</p> <p>設備の具体的な設計に基づく工事の実施</p> <p>(3.6 調達) 工事及び検査に係る調達管理の実施 → 設備の具体的な設計に基づく工事の実施</p> <p>使用前事業者検査の計画</p>	—	◎	○	△	<p>工事を主管する箇所の長は, V-1-10-1 の「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計3)」に基づき, 設工認を実現するための具体的な設計を実施し, レビューし, 承認するとともに, 決定した具体的な設計結果を様式-8 の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。</p> <p>工事を主管する箇所の長は, V-1-10-1 の「3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施」に基づき, 設工認の対象となる設備の工事を実施する。</p> <p>工事を主管する箇所の長は, 使用前事業者検査の計画検討時に追加工事が必要となった場合, V-1-10-1 の「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づき, 供給者から必要な調達を実施する。</p> <p>調達に当たっては, V-1-10-1 の「3.6.3(1) 仕様書の作成」及び様式-8 に基づき, 必要な調達要求事項を「仕様書」へ明記し, 供給者との情報伝達を確実に行う。</p> <p>工事を主管する箇所の長は, V-1-10-1 の「3.5.2 使用前事業者検査の計画」に基づき, 設工認の適合性確認対象設備が, 認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること, 技術基準規則に適合していることを確認するための使用前事業者検査を計画する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式-8 「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」 仕様書 検査計画 	

K7 ① V-1-10-6 R0

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連			実績 (○) / 計画 (△)	実施の内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施方法)		備考
	当社	供給者	本社	発電所	供給者		業務実績又は業務計画	記録等	
		↓ 検査計画の管理					<p>工事を主管する箇所の長は、使用前事業者検査の計画に当たって、V-1-10-1の「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記する。</p> <p>検査の取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を実施するための全体工程をV-1-10-1の「3.5.3 検査計画の管理」に基づき管理する。</p>		
工事及び検査	3.5.5 3.7.2	↓ 使用前事業者検査の実施				△	<p>検査を担当する箇所の長は、V-1-10-1の「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」で計画した使用前事業者検査を実施するため、V-1-10-1の「3.5.5(4) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「検査要領書」を作成し、品質管理担当の審査を経て、検査実施責任者がこれを承認し、該当する主任技術者が確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「検査目的」、「検査対象範囲」、「検査項目」、「検査方法」、「判定基準」、「検査体制」、「検査工程」、「不適合管理」、「検査手順」、「検査用計器」、「検査助勢を請負企業等へ依頼する場合は当該企業の管理に関する事項」、「検査の記録の管理に関する事項」及び「検査成績書（様式）」 <p>工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、V-1-10-1の「3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ」に基づき、使用前事業者検査対象設備を識別する。</p> <p>検査を担当する箇所の長は、V-1-10-1の「3.5.5(3) 使用前事業者検査の体制」に基づき、使用前事業者検査の体制を構成する。</p> <p>検査員は、V-1-10-1の「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき、「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で使用前事業者検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。</p> <p>報告を受けた検査実施責任者は、検査プロセスが検査要領書に基づき適切に実施されたこと、及び検査結果が判定基準に適合していることを確認し、主任技術者の確認を得た後、検査を担当する箇所の長に検査完了の報告を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査要領書 ・検査記録 	

注：--> は必要に応じ実施する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の種類の	設備区分	系統名	機器区分	機器名称	品質管理グレード	シ	保安	シ	保安	備考
						7	規定	7	規定	
						3	品質	4	品質	
						設計	マネジメント	調達	マネジメント	
						・		の	の	
						開発		適用	適用	
						の		業務	業務	
						適用				
						業務				
放射性廃棄物の廃棄施設	気体・液体又は固体廃棄物貯蔵設備	濃縮廃液系	—*	容器	濃縮廃液タンク（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
				容器	濃縮廃液タンク（6号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
	気体廃棄物処理系	—*	主配管		気体廃棄物処理系 N21-F124, 125～気体廃棄物処理系排ガス予熱器	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					気体廃棄物処理系 気体廃棄物処理系排ガス予熱器～気体廃棄物処理系排ガス再結合器	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					気体廃棄物処理系 気体廃棄物処理系排ガス再結合器～気体廃棄物処理系排ガス復水器	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					気体廃棄物処理系 気体廃棄物処理系排ガス復水器～気体廃棄物処理系除湿冷却器	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					気体廃棄物処理系 気体廃棄物処理系除湿冷却器～気体廃棄物処理系活性炭式希ガスホールドアップ塔	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					気体廃棄物処理系 気体廃棄物処理系活性炭式希ガスホールドアップ塔連絡管	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					気体廃棄物処理系 気体廃棄物処理系活性炭式希ガスホールドアップ塔～気体廃棄物処理系排ガスフィルタ	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					気体廃棄物処理系 気体廃棄物処理系排ガスフィルタ～気体廃棄物処理系排ガス真空ポンプ	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					気体廃棄物処理系 気体廃棄物処理系排ガス真空ポンプ～気体廃棄物処理系排ガス循環水タンク	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					気体廃棄物処理系 気体廃棄物処理系排ガス循環水タンク～主排気筒入口配管合流部	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					気体廃棄物処理系 主排気筒入口配管合流部～主排気筒	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					気体廃棄物処理系 N33-F152A, B～主排気筒入口配管合流部	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
	気体・液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	放射性ドレン移送系	容器	タービン建屋低電導度廃液サンブ	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					タービン建屋高電導度廃液サンブ	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					廃棄物処理建屋低電導度廃液サンブ（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
				主要弁	K11-F003	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					K11-F004	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
					K11-F103	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
		K11-F104	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。							
		主配管	放射性ドレン移送系 ドライウェル低電導度廃液サンブポンプ(A), (B)～K11-F003	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。						
			放射性ドレン移送系 K11-F003～K11-F004	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。						

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統名	機器区分	機器名称	品質管理グレード	システム設計・開発」の適用業務	保安規定品質マネジメント	備考
						システム設計・開発」の適用業務	保安規定品質マネジメント	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	放射性ドレン移送系	主配管	放射性ドレン移送系 K11-F004～ドライウエル低電導度廃液サンプポンプ出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 ドライウエル低電導度廃液サンプポンプ出口配管合流部～原子炉建屋低電導度廃液サンプポンプ(B), (D)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋低電導度廃液サンプポンプ(B), (D)出口配管合流部～原子炉建屋低電導度廃液サンプポンプ(A), (C)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋低電導度廃液サンプポンプ(A), (C)出口配管合流部～放射性ドレン移送系原子炉建屋貫通部（その1）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 ドライウエル高電導度廃液サンプポンプ(A), (B)～K11-F103	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 K11-F103～K11-F104	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 K11-F104～ドライウエル低電導度廃液サンプポンプ出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋低電導度廃液サンプポンプ(B), (D)～原子炉建屋低電導度廃液サンプポンプ(B), (D)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋低電導度廃液サンプポンプ(A), (C)～原子炉建屋低電導度廃液サンプポンプ(A), (C)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(A), (F)～原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(D), (I)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(D), (I)出口配管合流部～原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(E), (J)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(E), (J)出口配管合流部～放射性ドレン移送系原子炉建屋貫通部（その2）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(D), (I)～原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(D), (I)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(E), (J)～原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(B), (G)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(B), (G)出口配管合流部～原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(C), (H)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(C), (H)出口配管合流部～原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(E), (J)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(B), (G)～原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(B), (G)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(C), (H)～原子炉建屋高電導度廃液サンプポンプ(C), (H)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ(A), (C)～タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ(B), (D)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					放射性ドレン移送系 タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ(B), (D)出口配管合流部～放射性ドレン移送系タービン建屋貫通部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
放射性ドレン移送系 タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ(B), (D)～タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ(B), (D)出口配管合流部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の 種類	設備 区分	系統 名	機器 区分	機器 名称	品質 管理 グ レ ー ド	「シ	「シ	備 考
						7 ・ 3 設計 ・ 開 発」 の 適 用 業 務	7 ・ 4 調 達」 の 適 用 業 務	
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体、 液体又は 固体廃棄物 処理設備	放射性ドレン移送系	主配管	放射性ドレン移送系 タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ(A),(C)～配管取合点(7号機放射性ドレン移送系, 廃棄物処理建屋放射性ドレン移送系) (その1)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				放射性ドレン移送系 タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ(B),(D)～配管取合点(7号機放射性ドレン移送系, 廃棄物処理建屋放射性ドレン移送系) (その2)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				放射性ドレン移送系 放射性ドレン移送系原子炉建屋貫通部(その1)～第6号機低電導度廃液系収集槽入口収集管	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				放射性ドレン移送系 放射性ドレン移送系原子炉建屋貫通部(その2)～タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ(A),(C)出口配管合流部	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				放射性ドレン移送系 タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ(A),(C)出口配管合流部～K13-F024	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				放射性ドレン移送系 配管取合点(7号機放射性ドレン移送系, 廃棄物処理建屋放射性ドレン移送系) (その1)～タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ(A),(C)出口配管合流部	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				放射性ドレン移送系 配管取合点(7号機放射性ドレン移送系, 廃棄物処理建屋放射性ドレン移送系) (その2)～高電導度廃液系放射性ドレン移送配管合流部	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				放射性ドレン移送系 放射性ドレン移送系タービン建屋貫通部～K12-F113	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				放射性ドレン移送系 圧力抑制室プール水サージポンプ室高電導度廃液サンプポンプ～高電導度廃液系収集タンク入口収集管(床ドレン廃液用)(5号機設備, 5, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				放射性ドレン移送系 廃棄物処理建屋低電導度廃液サンプポンプ～低電導度廃液系収集槽入口収集管(6号機設備, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				放射性ドレン移送系 廃棄物処理建屋高電導度廃液サンプポンプ～高電導度廃液系収集タンク入口収集管(化学廃液用)(6号機設備, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				放射性ドレン移送系 サービス建屋高電導度廃液サンプポンプ～高電導度廃液系収集タンク入口収集管(化学廃液用)(6号機設備, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。			
				低電導度廃液系	主配管	低電導度廃液系 低電導度廃液系収集槽入口収集管(6号機設備, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。	
		低電導度廃液系 低電導度廃液系収集槽～低電導度廃液系収集ポンプ(6号機設備, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。					
		低電導度廃液系 低電導度廃液系収集ポンプ～低電導度廃液系通水ポンプ(6号機設備, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。					
		低電導度廃液系 低電導度廃液系通水ポンプ～低電導度廃液系ろ過器(6号機設備, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。					
		低電導度廃液系 低電導度廃液系ろ過器～低電導度廃液系脱塩塔(6号機設備, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。					
		低電導度廃液系 低電導度廃液系ろ過器～K21-F105(6号機設備, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。					
		低電導度廃液系 低電導度廃液系脱塩塔～低電導度廃液系サンプル槽(6号機設備, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。					
		低電導度廃液系 低電導度廃液系脱塩塔～K21-F202(6号機設備, 6, 7号機共用)	既設設備であり, 当時の調達管理に基づき実施している。					

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の 種類	設備区分	系統名	機器区分	機器名称	品質管理 グレード	「シ	「シ	備考	
						7 ・ 3 設計 ・ 開発」 の適用 業務	7 ・ 4 計画 」の適用 業務		
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、 液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	低電導度廃液系	主配管	低電導度廃液系 低電導度廃液系サンプル槽～低電導度廃液系サンプルポンプ（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					低電導度廃液系 低電導度廃液系サンプルポンプ～低電導度廃液系サンプルポンプ出口配管合流部（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					低電導度廃液系 低電導度廃液系サンプルポンプ出口配管合流部～低電導度廃液系サンプルポンプ出口配管分岐部（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					低電導度廃液系 低電導度廃液系サンプルポンプ出口配管分岐部～低電導度廃液系（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					低電導度廃液系 K13-F145～低電導度廃液系サンプルポンプ出口配管合流部（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					低電導度廃液系 低電導度廃液系サンプルポンプ出口配管分岐部～P13-F024（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
			高電導度廃液系	熱交換器	高電導度廃液系濃縮装置加熱器（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系濃縮装置加熱器（6号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
				容器	高電導度廃液系収集タンク（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系収集タンク（6号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
				主配管	高電導度廃液系 高電導度廃液系放射性ドレン移送配管合流部～K13-F008	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系収集タンク入口収集管（床ドレン廃液用）（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
		高電導度廃液系 高電導度廃液系収集タンク入口収集管（化学廃液用）（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。						
		高電導度廃液系 配管取合点（廃棄物処理建屋高電導度廃液系，5号機高電導度廃液系）（その2）～高電導度廃液系収集タンク入口収集管（化学廃液用）（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。						
		高電導度廃液系 高電導度廃液系収集タンク～高電導度廃液系収集ポンプ（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。						
		高電導度廃液系 高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶～高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶出口配管合流部（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。						
		高電導度廃液系	主配管	高電導度廃液系 高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶出口配管合流部～高電導度廃液系濃縮装置循環ポンプ（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
				高電導度廃液系 高電導度廃液系収集ポンプ～高電導度廃液系収集ポンプ出口配管合流部（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
				高電導度廃液系 高電導度廃液系収集ポンプ出口配管合流部～高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶出口配管合流部（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
				高電導度廃液系 高電導度廃液系濃縮装置循環ポンプ～高電導度廃液系濃縮装置加熱器（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。				
高電導度廃液系 高電導度廃液系収集ポンプ出口配管合流部～K13-F190A，B（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。								

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統名	機器区分	機器名称	品質管理グレード	「シ	「シ	備考	
						7 ・ 3 設計 ・ 開発」 の適用業務	7 ・ 4 計画 」 の適用業務		
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	高電導度廃液系	主配管	高電導度廃液系 高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶～高電導度廃液系濃縮装置デミスタ（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系濃縮装置デミスタ～高電導度廃液系濃縮装置復水器（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系濃縮装置復水器～高電導度廃液系蒸留水タンク（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系蒸留水タンク～高電導度廃液系蒸留水ポンプ（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系蒸留水ポンプ～高電導度廃液系蒸留水ポンプ出口配管合流部（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系蒸留水ポンプ出口配管合流部～高電導度廃液系脱塩塔（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系脱塩塔～高電導度廃液系脱塩塔出口配管分岐部（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系脱塩塔出口配管分岐部～高電導度廃液系サンプル槽（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系脱塩塔出口配管分岐部～高電導度廃液系蒸留水ポンプ出口配管合流部（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系脱塩塔～高電導度廃液系（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系サンプル槽～高電導度廃液系サンプルポンプ（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系サンプルポンプ～高電導度廃液系サンプルポンプ出口配管分岐部（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系サンプルポンプ出口配管分岐部～高電導度廃液系貯留槽入口配管分岐部（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系貯留槽入口配管分岐部～K13-F072A, B（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系貯留槽入口配管分岐部～配管取合点（5号機高電導度廃液系，廃棄物処理建屋高電導度廃液系）（その1）（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系サンプルポンプ出口配管分岐部～K12-F058出口配管合流部（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 K13-F024～高電導度廃液系収集タンク（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系収集タンク入口収集管（化学廃液用）（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系収集タンク～高電導度廃液系収集ポンプ（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
					高電導度廃液系 高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶～高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶出口配管合流部（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
高電導度廃液系 高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶出口配管合流部～高電導度廃液系濃縮装置循環ポンプ（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。								

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の 種類	設備区分	系統名	機器区分	機器名称	品質管理 グレード	シ保安 7 ス テ 3 ム 計 画 ・ 開 発 」 の 適 用 業 務	シ保安 7 ス テ 4 ム 計 画 」 の 適 用 業 務	備 考
						「	」	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、 液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	高電導度廃液系	主配管	高電導度廃液系 高電導度廃液系収集ポンプ～高電導度廃液系収集ポンプ出口配管分岐部（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系収集ポンプ出口配管分岐部～濃縮廃液タンク入口配管分岐部（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 濃縮廃液タンク入口配管分岐部～高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶出口配管合流部（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系収集ポンプ出口配管分岐部～配管取合点（廃棄物処理建屋高電導度廃液系，5号機高電導度廃液系）（その2）（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系濃縮装置循環ポンプ～高電導度廃液系濃縮装置加熱器（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 濃縮廃液タンク入口配管分岐部～K13-F058（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶～高電導度廃液系濃縮装置復水器（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系濃縮装置復水器～高電導度廃液系蒸留水タンク（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系蒸留水タンク～高電導度廃液系蒸留水ポンプ（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系蒸留水ポンプ～高電導度廃液系脱塩塔（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系脱塩塔～高電導度廃液系サンプル槽（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系脱塩塔～低電導度廃液系高電導度廃液配管合流部（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系サンプル槽～高電導度廃液系サンプルポンプ（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系サンプルポンプ～高電導度廃液系サンプルポンプ出口配管分岐部（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系サンプルポンプ出口配管分岐部～5号機高電導度廃液系貯留槽入口配管合流部（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 5号機高電導度廃液系貯留槽入口配管合流部～K13-F145（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 高電導度廃液系サンプルポンプ出口配管分岐部～K13-F120（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					高電導度廃液系 配管取合点（5号機高電導度廃液系，廃棄物処理建屋高電導度廃液系）（その1）～5号機高電導度廃液系貯留槽入口配管合流部（6号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
		圧力抑制室プール水排水系	主配管	圧力抑制室プール水排水系 U49-F071～U49-F072	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				圧力抑制室プール水排水系 圧力抑制室プール水サージタンク室入口～圧力抑制室プール水サージポンプ出口配管合流部（5号機設備，5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の種類の	設備区分	系統名	機器区分	機器名称	品質管理グレード	システム設計・開発」の適用業務	保安規定品質マネジメント	備考	
						システム設計・開発」の適用業務	保安規定品質マネジメント		
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	圧力抑制室プール水排水系	主配管	圧力抑制室プール水排水系 圧力抑制室プール水サージポンプ出口配管合流部～圧力抑制室プール水サージタンク（5号機設備、5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					圧力抑制室プール水排水系 圧力抑制室プール水サージタンク～圧力抑制室プール水サージポンプ（5号機設備、5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					圧力抑制室プール水排水系 圧力抑制室プール水サージポンプ～圧力抑制室プール水サージポンプ出口配管合流部（5号機設備、5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					圧力抑制室プール水排水系 E11-F047～圧力抑制室プール水サージタンク室入口配管合流部（5号機設備、5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					圧力抑制室プール水排水系 圧力抑制室プール水サージタンク室入口配管合流部～圧力抑制室プール水サージタンク室入口（5号機設備、5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					圧力抑制室プール水排水系 配管取合点（6号機圧力抑制室プール水排水系、5号機圧力抑制室プール水排水系）～圧力抑制室プール水サージタンク室入口配管合流部（5号機設備、5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					圧力抑制室プール水排水系 U49-F061～U49-F062入口配管分岐部（6号機設備、6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					圧力抑制室プール水排水系 U49-F062入口配管分岐部～配管取合点（6号機圧力抑制室プール水排水系、5号機圧力抑制室プール水排水系）（6号機設備、6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					圧力抑制室プール水排水系 U49-F072～U49-F062入口配管分岐部（6号機設備、6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					圧力抑制室プール水排水系 U49-F072～U49-F062入口配管分岐部（6号機設備、6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	固体廃棄物処理系	廃スラッジ系	容器	復水浄化系逆洗水受タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				焼却炉建屋廃スラッジタンク（5号機設備、5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			主配管	廃スラッジ系 原子炉冷却材浄化系逆洗水受タンク～原子炉冷却材浄化系逆洗水移送ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				廃スラッジ系 原子炉冷却材浄化系逆洗水移送ポンプ～廃スラッジ系原子炉建屋貫通部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				廃スラッジ系 復水浄化系逆洗水受タンク～復水浄化系逆洗水移送ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				廃スラッジ系 復水浄化系逆洗水移送ポンプ～廃スラッジ系タービン建屋貫通部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				廃スラッジ系 廃スラッジ系原子炉建屋貫通部～K21-F171	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				廃スラッジ系 廃スラッジ系タービン建屋貫通部～K21-F173	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				廃スラッジ系 廃スラッジ系受ポンプ～K21-F220A,B（5号機設備、5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				廃スラッジ系 K21-F220A,B～乾燥機給液タンク（5号機設備、5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
廃スラッジ系 K21-F220A,B～K21-F223A,B（5号機設備、5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。								
廃スラッジ系 K21-F223A,B～配管取合点（5号機廃スラッジ系、焼却炉建屋廃スラッジ系）（5号機設備、5,6,7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。								

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の 種類	設備区分	系統名	機器区分	機器名称	品質管理 グレード	シ	シ	備考
						7 3 設計 ・ 開発 」 の 適用 業務	7 4 計画 」 の 適用 業務	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、 液体又は固体廃棄物処理設備	固体廃棄物処理系	廃スラッジ系	主配管	廃スラッジ系 配管取合点（廃棄物処理建屋廃スラッジ系、5号機廃スラッジ系）～K21-F223 A, B（5号機設備、5, 6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 配管取合点（5号機廃スラッジ系、焼却炉建屋廃スラッジ系）～K21-F401A, B（5号機設備、5, 6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 K21-F401A, B～焼却炉建屋廃スラッジタンク（5号機設備、5, 6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 焼却炉建屋廃スラッジタンク～焼却炉建屋廃スラッジタンク出口配管合流部（5号機設備、5, 6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 焼却炉建屋廃スラッジタンク出口配管合流部～焼却炉建屋廃スラッジポンプ（5号機設備、5, 6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 焼却炉建屋廃スラッジポンプ～焼却炉建屋廃スラッジポンプ出口配管分岐部（5号機設備、5, 6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 焼却炉建屋廃スラッジポンプ出口配管分岐部～焼却炉建屋廃スラッジ供給ポンプ（5号機設備、5, 6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 焼却炉建屋廃スラッジ供給ポンプ～雑固体系焼却炉（5号機設備、5, 6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 K21-F401A, B～焼却炉建屋廃スラッジポンプ出口配管分岐部（5号機設備、5, 6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 焼却炉建屋廃スラッジタンクデカント部～焼却炉建屋廃スラッジタンク出口配管合流部（5号機設備、5, 6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 廃スラッジ系原子炉建屋貫通部～原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽（6号機設備、6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 廃スラッジ系タービン建屋貫通部～原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽（6号機設備、6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 K21-F171～原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽（6号機設備、6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 K21-F173～原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽（6号機設備、6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 K21-F105～原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽（6号機設備、6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽～原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ（6号機設備、6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ～原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ出口配管合流部（6号機設備、6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 K21-F202～使用済樹脂槽（6号機設備、6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 K21-F201～使用済樹脂槽（6号機設備、6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 使用済樹脂槽～使用済樹脂槽デカントポンプ（6号機設備、6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
廃スラッジ系 使用済樹脂槽デカントポンプ～低電導度廃液系収集槽入口収集管（6号機設備、6, 7号機共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統名	機器区分	機器名称	品質管理グレード	「シ	「シ	備考
						7	7	
						保安規定品	保安規定品	
						・テム計画	・テム計画	
						・3設計・開発」	「4調達の適用業務	
						の適用業務	」の適用業務	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体・液体又は固体廃棄物処理設備	固体廃棄物処理系	廃スラッジ系	主配管	廃スラッジ系 原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽～スラッジ移送ポンプ入口配管合流部（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 スラッジ移送ポンプ入口配管合流部～スラッジ移送ポンプ（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 使用済樹脂槽～スラッジ移送ポンプ入口配管合流部（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 スラッジ移送ポンプ～スラッジ移送ポンプ出口配管分岐部（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 スラッジ移送ポンプ出口配管分岐部～配管取合点（廃棄物処理建屋廃スラッジ系，5号機廃スラッジ系）（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 スラッジ移送ポンプ出口配管分岐部～原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ出口配管合流部（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					廃スラッジ系 原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ出口配管合流部～低電導度廃液系収集槽入口収集管（6号機設備，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
			濃縮廃液系	主配管	濃縮廃液系 K13-F190A,B～濃縮廃液タンク（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					濃縮廃液系 濃縮廃液タンク～濃縮廃液ポンプ（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					濃縮廃液系 濃縮廃液ポンプ～乾燥機給液タンク（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					濃縮廃液系 配管取合点（廃棄物処理建屋濃縮廃液系，5号機固化系）～乾燥機給液タンク（5号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					濃縮廃液系 K13-F058～濃縮廃液タンク（6号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					濃縮廃液系 濃縮廃液タンク～濃縮廃液ポンプ（6号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
					濃縮廃液系 濃縮廃液ポンプ～配管取合点（廃棄物処理建屋濃縮廃液系，5号機固化系）（6号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		
	—*	—*	排気筒	主排気筒	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。			
	堰その他の設備	—*	—*	原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰	廃棄物処理建屋1階トラック室出入口（6号機設備，5，6，7号機共用）	既設設備であり，当時の調達管理に基づき実施している。		

注記*：「—」は，該当する系統が存在しない場合を示す。